

## 第16回山形家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成24年2月6日(月)午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所 山形家庭裁判所第1会議室(5階)
- 3 出席委員 石山由美子, 井上知子, 雲野晴久, 倉岡憲雄, 寒河江浩二, 高谷英司, 高橋博美, 武田岳彦, 深瀬嘉子, 三澤栄治, 水野邦夫
- 4 列席職員等 青山一事務局長, 大本修平首席家庭裁判所調査官, 國分康宏首席書記官, 石山義人事務局次長, 鈴木正俊総務課長

### 5 議事要旨

議題「新しい家事事件の手続について」

(1) 高谷委員(裁判官)から, 家庭裁判所における新しい家事事件の手続について説明した。

(2) 上記の説明を踏まえて, 委員による意見交換を行った。

#### <主な意見>

家事事件手続法における調停手続において, 電話会議は使用できるのか。

電話会議では, 離婚や離縁などの人事訴訟事項について調停を成立させることはできない。

電話会議では顔が見えないので, 本人の確認も含めて合意を形成する場合には注意が必要かと思う。電話会議を使用するとしても, 最終確認の場面では受諾書面による確認を行うなどの工夫も考えられる。

調停に代わる審判について, 離婚することについては合意ができているが, 親権者について合意できていない場合など, 一部に関して審判を行うことはできるのか。

現在の調停手続においても一部の合意ができるのかという問題があり, 実務上は離婚と親権者の指定をセットで調停を成立させる扱いである。調停に代わる審判についても, 離婚と親権者の指定をセットで扱うこととなる。

調停に代わる審判の異議申立ての期間について, 2週間という期間の根拠は

あるのか。

論理的な根拠はないと思うが、訴訟における上訴期間が2週間と定められていることなども考慮されたものだと思う。

外国に居住している場合も、調停に代わる審判の異議申立ての期間は同じなのか。

2週間という期間は変わりがないが、告知がされてからであるので、外国に居住している場合は、告知がされるまでに期間を要することになる。

今回の家事事件手続法の改正事項について、例えば、申立書の写しの送付や当事者からの陳述聴取義務は常識的なことと思うが、このような新しく取り入れられた手続は、これまでは運用されていなかったのか。

申立書の写しの送付については、当庁では同じようなことを遺産分割の調停で行ってきており、また、当事者からの陳述聴取についても、これまでも運用としては行っている。今回の改正は、そのような運用も踏まえたものである。

申立書の写しの送付については、従前は遺産分割の調停でしか行っていなかったが、新法の施行に備え、遺産分割以外の調停事件でも、写しの送付の運用を先取りして行っている。

調停事件での写しの送付については、不利益も考えられる。家庭内暴力など申立人の家庭状況によっては、相手方に知られたくない部分もあるのではないかと。

そのような問題も考えられるが、相手方の手続保障も必要であるので、そこは運用で工夫していくことになる。調停申立書には、問題の生じない限度で記載してもらい、相手方に知られてまずい事柄については、別の書面に書いてもらうという運用が考えられる。

今回の改正で、手続の迅速化の視点はなかったのか。

手続の迅速化については、家庭裁判所においてこれまでも取り組んできてい

る。今回の家事審判法の改正は、そのような家庭裁判所の取組も踏まえ、審理の迅速化よりも手続保障に重点が置かれたものである。

家事事件手続法の施行が平成25年1月に予定されているとのことであるが、国民への周知はどのようになされているのか。

裁判員制度のようにテレビCMやイベントを行うなどの大々的な広報は行っていないが、裁判所のウェブサイトを活用するなどして広報を行っている。

(3) 次回の予定議題

家庭裁判所が果たしている役割について

(4) 次回予定期日

平成24年7月9日(月)午後1時30分